

様式第5号(第4条関係)

堺市指定排水設備工事業者指定更新申請書

年　月　日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)
電話番号
(指定番号 第 号)

堺市指定排水設備工事業者の指定の更新を受けたいので、堺市下水道条例第5条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地		
ふりがな		
営業所の名称		
営業所の電話番号		
営業所のメールアドレス		
責任技術者の氏名 及び登録番号	氏名	登録番号
	※他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況	

備考 登録番号は、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている7桁の番号です。

様式第2号(第2条関係)

堺市指定排水設備工事業者誓約書

年　月　日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所(所在地)

氏 名(名称)
(代表者氏名)

申請者(法人の場合は、当該法人及びその役員その他これに類する者)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者であることに相違ないことを誓約します。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
- (3) 堀市下水道条例第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から2年を経過しない者であること。
- (4) その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。

様式第3号（第2条関係）

(表面)

堺市指定排水設備工事業者営業用機械器具調書

営業所の名称	
--------	--

注意 裏面の表の配列の順にその番号を付して、番号順に記入してください。

(裏面)

番号	種別	品目例
1	排水設備工事用工具	てこ、トンカチ、チス、大ハンマー、はつりハンマー、練りスコップ、練り鉄板、塗りこて、レンガこて、仕上げこて、パイプ切断機等
2	土木工事用工具	両つるはし、スコップ、排水用ポンプ、転圧機、舗装用切断機、掘削機等
3	測量用器具	水平器、水準器、箱尺、巻尺、水糸等
4	水道工事用工具	ウォーターポンプ、トーチランプ、プライヤー、やすり、パイプレンチ、金切のこ、水圧テストポンプ、水圧ゲージ等
5	保安用具	工事中標識板、警戒標識、排水設備工事表示板、防護柵、ガードロープ、点滅式黄色灯等
6	運搬車両	軽トラック、2トントラック等
7	営業所備品	机、いす、パソコン、複写機、電話等

年　月　日

堺市上下水道事業管理者 殿

指定番号

営業所の名称

営業所の所在地

代表者の氏名

電話番号

更新時に確認する事項

- 1 宅内排水修繕対応業者名簿への掲載を希望しますか？どちらかに○をしてください。
はい ⇒以下の申込書に記入してください。 いいえ ⇒以上で終了です。

宅内排水修繕対応業者名簿掲載申込書

次の事項を誓約のうえ、下記の内容で、堺市上下水道局のホームページ内の「宅内排水修繕対応業者名簿」に掲載することを申し込みます。※ 宅内…トイレ・台所・風呂などの水回り等。

誓約事項

- 堺市下水道条例に基づき指定を受けていることを十分自覚し、下水道法をはじめとする法令や条例等を誠実に遵守のうえ、適正な事業運営に当たること。
○工事代金等に関するトラブルを未然に防止するため、施工する範囲、使用材料、作業内容、工事費の費用明細など工事を施工する前にわかりやすく説明し、お客さまが工事内容等を十分理解し納得されたことを確認のうえ、誠意を持って適正に工事を施工すること。
○不適切な応対でお客さまに不安や不信感を抱かせることのないよう、接遇・モラルに十分気をつけ、社会的信用を損なうことのないよう親切丁寧な応対を実践すること。

記

※現行の掲載内容に変更がない場合は、右の変更なしに○をして提出してください。

変更なし

営業日及び営業時間 (休業日は記入不要です。)	月～金 (時 分) 土 (時 分) 日 (時 分) 祝 (時 分)
対応可能な修繕内容 (○をしてください。複数の○も可)	排水管等のつまり 排水管の破損 ますの破損
対応可能なエリア (○をしてください。複数の○も可)	市内全区 堺区 北区 西区 中区 東区 南区 美原区

※ 申込内容に相違がある場合や上下水道局からの指導に従わない場合は、確認が取れた時点で、名簿から削除させていただきます。（予告・通知等はいたしません。）

※ 掲載事項に変更等がございましたら、早急に変更の届出をお願いいたします。

※ 内容に不備不足がある場合や必要事項以外の記載がある場合は、掲載いたしませんのでご了承ください。

※ 本申込書によるホームページ掲載は、あくまでお客様サービスの向上を目的としており、特定の指定排水設備工事業者をあつ旋・推奨するものではありません。